

河川砂防課所管事業の概要

河川砂防課

1. 河川砂防課所管事業の目的

河川砂防課所管事業は、河川・海岸・ダム・砂防・急傾斜地保全・地すべりなど広範囲に及んでおり、生態系や景観に配慮しながら、安全で快適な生活のための社会資本整備を進めています。

2. ダム事業の概要

ダム事業は、国土の保全、水資源の開発、エネルギー開発等の国土開発基盤整備に寄与し、国民生活にとって欠くことのできないものです。

我が国のダム建設はエネルギー開発を中心とした近代的なダム事業から発展を見せ、近年では、国土保全のための洪水調節機能を併せ持った河川総合開発事業がダム事業の中核となっています。

①青森県のダムの整備状況

現在、青森県では、

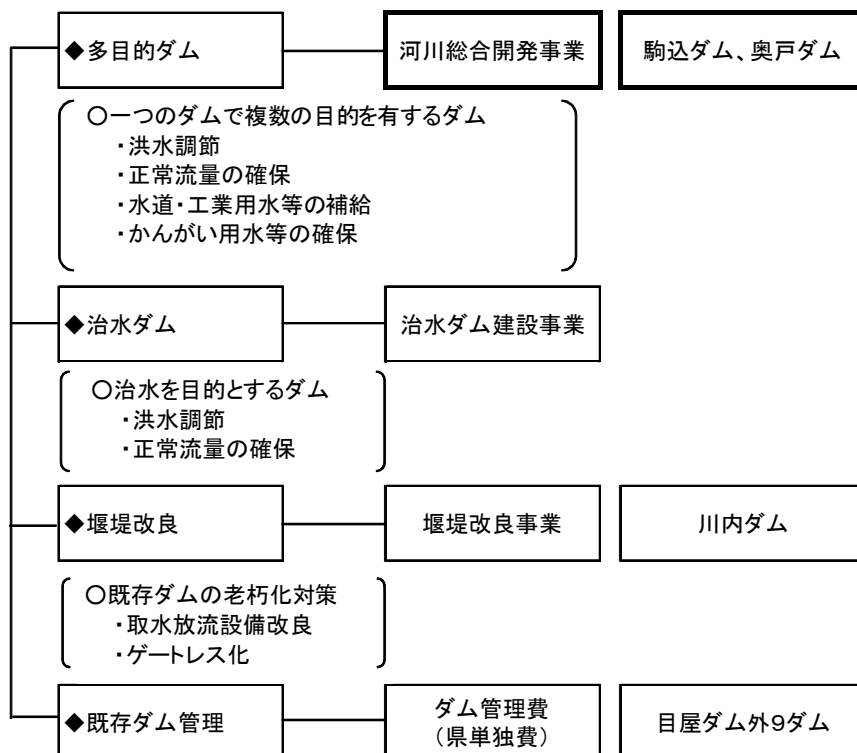
- ・建設ダムが駒込、奥戸の2ダム
- ・管理ダムは、目屋ダム外9ダムとなっています。



②ダム事業の事業体系

ダム事業は、主な目的別に次の様に分類され、それぞれの事業及び個別ダムの位置付けは以下のとおりとなっています。

(太線枠囲：再評価対象事業)



### 3. 砂防事業の概要

豪雨や地震等の影響によって発生する土石流などの土砂災害から、県民の生命・財産を守ることを目的に、砂防えん堤、溪流保全工等により土砂の流出を防止する砂防工事を行う事業です。

県では土砂災害が予想される溪流など、緊急性が高い地区において重点的に整備を進めています。

#### ①砂防施設の整備状況

土砂災害が予想される要対策箇所の整備状況は、砂防事業で着手率 25.0%、整備率 21.6%となっています。

	要対策 箇所数	要対策箇所 保全人家戸数	着手箇所及び着手率		整備箇所及び整備率	
			箇所数	着手率	箇所数	整備率
砂防	645 溪流	10,181 戸	161 箇所	25.0%	139 箇所	21.6%

(H22 年度末現在)

#### ②砂防事業体系

砂防関係事業は、各自然現象別に次の事業体系に分類され、砂防事業の位置付けは以下のとおりとなっています。(太枠囲：再評価対象事業)

